

# 資料3. 全国的な備蓄資機材融通制度の構築

## ①備蓄情報の集約

- ・提供可能な事業者、関連製造メーカー、(独)水資源機構から補修資機材の備蓄情報を提供  
(注: 関連製造メーカーは製造する製品情報)
- ・提供にあたっては統一的な様式(調査票)を作成



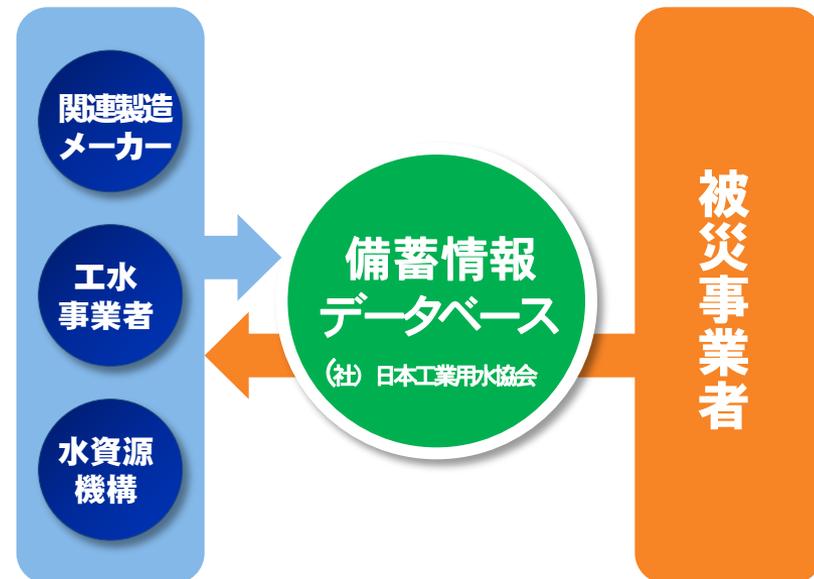
## ②備蓄資機材データベースの作成

- ・(社)日本工水協会のHPにデータベースを作成
- ・全国の事業者が閲覧可能な形式とする  
(セキュリティ面にも留意)
- ・登録した事業が定期的に情報を更新



## ③備蓄資機材の確保

- ・DBを介して必要な事業者が補修者に要請する  
(特に、大型の受注生産品の情報も効率的に入手)
- ・但し、受注生産品の情報は、メーカーと発注者の合意の上で提供可能



対応可能な事業者・関連製造メーカー・(独)水資源機構から備蓄情報を集約し、常時閲覧可能なデータベースを作成することで、工業用水道に特有の大型の資機材などの円滑な確保が可能となる。